

# インセンティブ制度の見直しに関する 栃木支部の検討状況について

## 見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

## 評価指標の見直し

### <現行>

現行の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率: <b>60%</b> 実施率の対前年度上昇幅: <b>20%</b> 実施件数の対前年度上昇率: <b>20%</b>	50
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率: <b>60%</b> 実施率の対前年度上昇幅: <b>20%</b> 実施件数の対前年度上昇率: <b>20%</b>	50
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率: 100%	50
指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率: <b>50%</b> 受診率の対前年度上昇幅: <b>50%</b>	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合: <b>50%</b> 使用割合の対前年度上昇幅: <b>50%</b>	50
合計	250

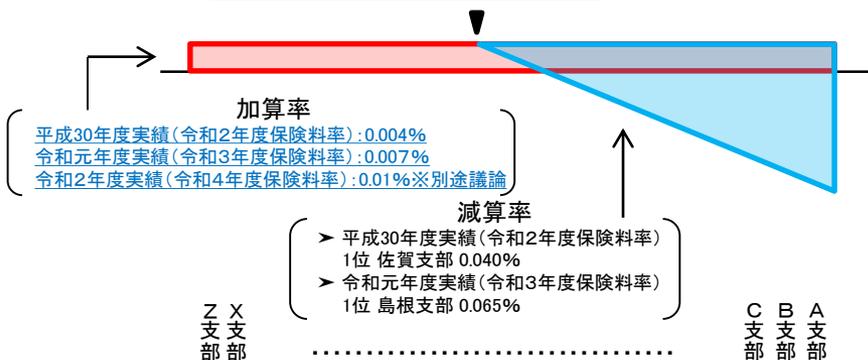
### <見直し(案)の一例>

見直し後の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率: <b>40%</b> 実施率の対前年度上昇幅: <b>30%</b> 実施件数の対前年度上昇率: <b>30%</b>	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率: <b>40%</b> 実施率の対前年度上昇幅: <b>30%</b> 実施件数の対前年度上昇率: <b>30%</b>	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率: 100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準に該当する要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率: <b>40%</b> 受診率の対前年度上昇幅: <b>60%</b>	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合: <b>40%</b> 使用割合の対前年度上昇幅: <b>60%</b>	50
合計	320

## 加算減算の効かせ方の見直し

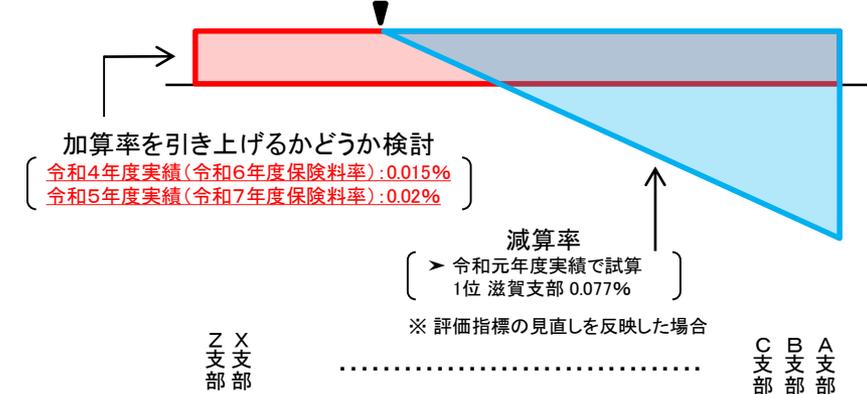
### <現行>

上位23支部(半数支部)を減算対象



### <見直し(案)>

上位32支部(3分の2支部)を減算対象とするかどうか検討



※ 上記の青字は見直し前の箇所であり、赤字は見直し後の箇所。

## インセンティブ制度の見直し(基本的な考え方)に関する第1回栃木支部評議会の議論について(令和3年7月開催)

令和3年7月に開催した栃木支部評議会において、インセンティブ制度の見直し(基本的な考え方)を下記の視点でご議論いただき、その内容を本部へ報告した。

## &lt;評価指標の具体的な見直しの視点&gt;

- A : 「指標1 特定健診等の実施率」及び「指標2 特定保健指導の実施率」の配点引き上げ
- B : 「指標3 特定保健指導対象者の減少率」の配点引き上げ
- C : 「指標5 後発医薬品の使用割合」の配点の段階的な引き下げ及び除外
- D : 「指標1 特定健診等の実施率」及び「指標2 特定保健指導の実施率」における伸び率のウェイトを高める
- E : 「指標1 特定健診等の実施率」及び「指標2 特定保健指導の実施率」における実施件数の対前年度上昇率の評価割合を高める
- F1 : 新たな成果指標の拡大(コラボヘルスに関する指標の導入)
- F2 : 新たな成果指標の拡大(特定保健指導実施者における翌年度健診結果の改善率の導入)
- G : 「指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率」について受診勧奨前の医療機関への受診率も評価対象とする

## &lt;加算減算の効かせ方の具体的な見直しの視点&gt;

- H : 減算の対象支部の拡大
- I : 財源とするインセンティブ分保険料率の拡大



## &lt;栃木支部評議会の議論の報告(令和3年7月本部報告)&gt;

基本的にはインセンティブ制度の見直し(基本的な考え方)について、賛成である。

その上で、下記のとおり意見があった。

- ・昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大や直近で起きた水害などの自然災害による影響が大きい、現在の状況下において、簡単に格差をつけてもいいものなのか。柔軟な対応がされていない印象があるため、“現在”の状況も考慮し、慎重に進めるべき。
- ・インセンティブ制度の「加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図るように事業主及び加入者の行動変容を促す」という本来の目的が薄れ、「保険料率を下げるために」というところがクローズアップされている印象があり、事業主や加入者の取り組む意識・目的がすり替わりかねない懸念があるため、留意すべき。

## インセンティブ制度の見直しにおける具体的見直し(案)に関する栃木支部の提出意見について(令和3年8月提出)

令和3年7月に開催した運営委員会および各支部評議会において議論された内容を受けて、第3回「インセンティブ制度の見直しに関する検討会」で議論された具体的見直し(案)に基づき、以下の論点について、本部より各支部へ意見を求められたため、回答したものを。

### 論点①：評価割合の伸び率のウェイトを〈実績5：伸び率5〉または〈実績4：伸び率6〉に変更する

#### 【栃木支部提出意見】

〈実績5：伸び率5〉に変更すべき。

### 論点②：指標5 後発医薬品の使用割合について、現状維持とする

#### 【栃木支部提出意見】

現状維持とすべき。

第5期アクションプランにおいて、全支部、使用割合を80%以上とすることがKPIとして掲げられており、協会けんぽの取り組みとの整合性から現状維持が望ましい。

### 論点③：減算対象支部を3分の1に縮小、4分の1に縮小、又は3分の2に拡大かつインセンティブ保険料率引き上げ

#### 【栃木支部提出意見】

3分の1に縮小すべき。

ただし、3分の1に縮小する場合は、減算率が加算率を必ず上回るように見直していただきたい。